

災害救助法適用地域のご契約者様へ

平成 26 年 8 月 11 日  
株式会社 アソシア

台風 11 号により甚大な被害を受けられた皆様にご心からお見舞い申し上げます。  
皆様のご無事と 1 日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

今回の災害につきまして、下記地域に災害救助法が適用されました。  
弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に対して、以下のお取扱いを実施いたします。

ご契約者様からのお申し出により次の猶予が適用されます。

1. 継続契約の締結手続きの猶予

継続契約の締結手続きが一定の期間猶予をされる特別措置を実施いたします。

2. 保険料払込の猶予

保険料払込（保険料のお支払い）が一定の期間猶予される特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問合せ下さい。

担当窓口：フリーダイヤル 0120-953-827

受付時間：月～金 午前9時半～午後5時 ※但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

災害救助法適用地域

法適用日	災害救助法適用市町村	
平成 26 年 8 月 9 日	高知県	高知市 (こうちし)
		長岡郡大豊町 (ながおかぐん おおとよちょう)
		高岡郡四万十町 (たかおかぐん しまんとちょう)
	徳島県	那賀郡那賀町 (なかぐん なかちょう)

以上